

前月比
人口 73,604(=854)
〔男 35,154〕
〔女 38,450〕
世帯数 19,840(=126)

編集と発行 — 大館市役所
(電話) 2-1212
発行年月日 — 昭和49年5月1日
発行日 — 毎月1日

広報紙は、行政協力員を通じて全世帯に配布しています。届かなかったり、配布が遅いときは、総務課秘書広報係へご連絡ください。

昭和43年3月1日第3種郵便物認可(1部5円)

南小学校の青写真

教育効果を考えた新しい設計

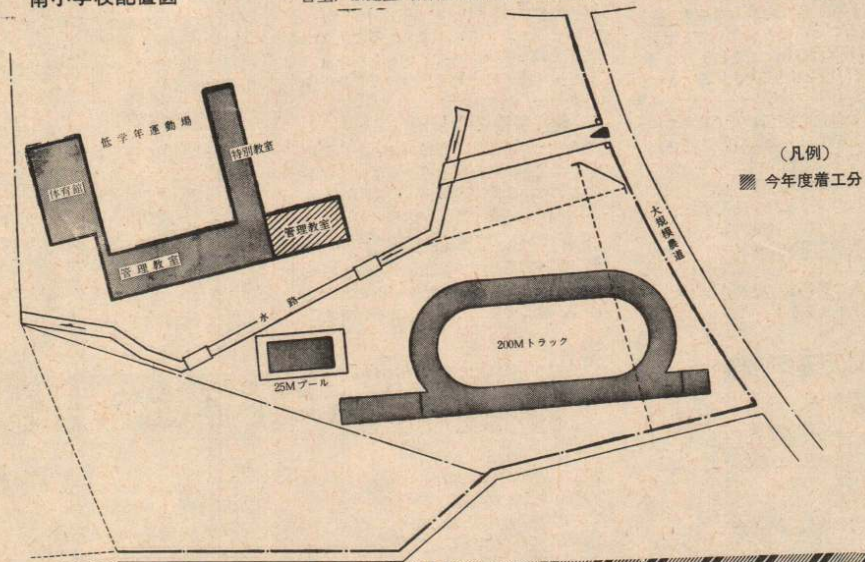


(写真) 杉沢小学校での説明会のもよう

〈新校舎の特色〉

- ◆教室
普通教室(14室)はすべて南向きで、子どもたちの健康管理面を十分考慮したこと。
- ◆プレイルーム
低学年の子どもたちの遊び場として2教室分の遊戯室を設けたこと。
- ◆配膳室
将来、給食を行なう場合を考え、配膳室を2室設けたこと。
- ◆資料室
教材に必要な資料等を保管する資料室を2室設けることにしたこと。
- ◆体育館(765㎡)
子どもたちの体育向上はもちろんであるが、将来、社会教育活動にも使用させることを考え、体育館と学校を切りはなし、体育館には専用の出入口をつけることにしたこと。
- ◆特別教室(6室)
教室の面積は90㎡と広く、いずれも準備室をつけてある。
- ◆早降口
高学年用と低学年用とにわけ、低学年の昇降時の安全を考慮したこと。
- ◆その他
相談室、児童室、会議室を設け、子どもたちの自主性を十分発揮できるようにしたこと。

南小学校配置図



90㎡の広さを持ち、どの特別室にも準備室を附随させていることさらに、1階と2階に資料室を設けた点、低学年用のプレイルーム(2教室分の広さ)を設けたことなどが大きな特色となっています。このように、すぐれた施設と充実する教育設備、加えて、自然環境の良さの中から、子どもたちの教育の向上はもちろん、子どもたちの交流の中から個性を十分にばせるためにも、統合の利点は子どもたちの将来にとってはかり知れないものがあるといわねばなりません。

ただ、通学と跡地利用の問題がまだ残っていますが、通学問題については、市としてもバス運行回数の増などに努力をしますが、多少の遠距離通学であっても、子どもの将来にとっては良い点でもあります。また、3校の跡地利用については、できるだけ地元の要望に応え、早めにその結論を地元にお伝えすることになっています。

南小学校の新築には約5億円を投ずることになりますが、市では、お金の問題を度外視し、大なる教育効果をめざし、勇断をもって統合校舎の建築をすすめることにしていますので、市民の皆さんも市の教育に対する熱意をご理解し、この事業にご協力いただければ幸いです。

昭和51年4月1日に開校することになった南小学校(真中、二井田、杉沢の3小学校の統合)の建設計画ができ、さる4月20日、3校の住民にそのあらましを説明しました。

その計画によると、南小学校の敷地面積は33,057・85㎡(約1万坪)で、この中に、鉄筋コンクリート2階建ての校舎(4,019㎡)と体育館、グラウンド、プールなどの施設が計画されており、統合発足時には、その施設完備の点では近代性を誇るすぐれた校舎になります。

南小学校建築計画は今年から3カ年計画事業としてすすめられますが、今年には校舎のうち、1,000㎡を建築するため、今年度予算に1億231万円が計上されております。そして、らい年度は、約3億を投じ、残りの校舎を全部完成させ事業最終年度の昭和51年の春早々には体育館に着工、早期完成をめざそうという計画になっています。

一方、建築設計からみた特色として、南小学校は教育上必要な施設が十分配慮されています。その特色は左記のとおりですが、中でも特別教室の視聴覚室、図書室、家庭室、音楽室、図工室、理科室は

◆資産証明等は税務課で

税務課が4月1日から、別館に移転したため、いままでは、市民課の窓口で交付していた所得証明や資産証明などは、直接、税務課で交付することになりました。

〈税務課で交付する証明は〉

資産証明、評価証明、課税証明、所得証明、無職証明、建物証明、扶養証明、営業証明、納税義務者証明、公課証明なお、納税証明は収納課(市民課のとなり)で交付しています。

児童手当

請求は早めに

児童手当の支給範囲が広がり、18歳未満の児童を3人以上養育しており、このうち、1人以上が義務教育終了前の児童に支給(月額3,000円)されるようになりました。

この支給拡大によって、新たに該当する方々がふえています。新規該当者も改めて支給の手続きが必要ですので、まだ、手続きをすませていない方がおられましたら、早めに福祉事務所へ手続きをしてください。

2歳児未満の医療費は無料です

4月1日から2歳未満の赤ちゃんの医療費を無料にすることにしましたので該当者は至急、受給者証の交付を受けてください。

◆対象者

市内に住所を有する「2歳児未満」

◆受給資格

- ①大館市に住居登録をされている乳児および外国人登録法により登録されている乳児
- ②社会保険(健康保険、国民健康保険、日雇健康保険、船員保険、共済)に

定める被扶養者

◆受給者証の交付

- ①お子さんが病院で診療をうける場合に発行する受給者証を見せなければ、従来どおりお金を徴収されますので、必ず受給者証の交付を受けてください。
- ②受給者証は「福祉事務所」「花矢支所」「十二所出張所」で交付しています。被保険者証、印鑑を持参のうえおいでください。